

I 理念・目的・教育目標

法学部は、学部学則第1章（総則）第1条をうけて、建学の精神こそが学部の活力源であるという信念の下に、慶應義塾の創立者である福澤諭吉の精神を受け継ぎ、発展させて、今日の地位を築き上げた。福澤精神とは、国際的な視野に立った、かつ、時代を先取りした独創的な学問研究によって、新しい社会を先導するという気概をいうが、それは、合理の精神をもって思考し、それを社会に活用するという、実学の思想に裏打ちされたものである。従って、福澤の実学とは、人類が積み上げてきた知を継承し、発展させて新たな知を創造し、それを人材の育成という形で社会に活かしていくものである。

法学部は1800年に開設された法律科と1898年に開設された政治科が合併して、1920年に発足し、現在、法律学科と政治学科の2学科を設置しているが、それは、政治は出来上がりつつある法律であり、法律は出来上がった政治であると言われるように、法律と政治が密接な関係をもつと考えているからである。さらに言えば、そこには法の理念である正義と政治の理念である平和が、切り離せない車の両輪のように一体をなしてはじめて、社会に幸福が実現するという、法学部開設者達の思いが込められている。

いずれにせよ法学部の両学科は共に、福澤精神を理念的支柱としつつ、これまで独創的な法学・政治学の研究に取組み、自主独立の気力をもって社会を先導し、自由で公正な社会の形成に貢献する独立自尊の人の育成を究極的な目的とした教育に努めてきた。そして、法律学科と政治学科は、法学部のこの目的を実現するために、それぞれが異なる具体的な目標をもって教育に当たっている。

法律学科では法律家を育てるだけでなく、社会現象を法的にとらえる能力、つまりリーガル・マインドを養うことが目標であり、政治学科では政治家や公務員を育てるといった狭い目的だけでなく、個別の行為や現象を全体との関連で適切に位置づける能力、つまり組織の指導者に問われるゼネラリストとしての資質を養うことを目標としている。

法学部は上記の理念・目的・教育目標に沿った人材の育成を行い、これまで法曹界のみならず、行政、企業、マスコミ、国際機関等、様々な分野で活躍する有為な人材を輩出してきたが、社会が国際化・情報化等に向けて激しく変化するに伴い、社会が複雑化し、人々の価値観が多様化してきている現状を踏まえて、今後は、これまで築き上げてきた学問伝統を継承しながらも、それをさらに発展させ、目的意識をもって時代を創造的かつ柔軟に生き抜くことのできる、個性豊かで、能力の優れた21世紀の知性の育成を目指して、なおいっそうの努力が必要と考えている。

そのためには国際的コミュニケーション能力を身につけさせる外国語教育の充実がさらに求められることはもちろんであるが、社会の変化に柔軟に対応し、適切な解決をはかることのできる高度に専門的かつ総合的な判断能力、人間関係を深く理解するために必要な幅広く奥深い教養、そして豊かな人間性を身につけさせる教育も強く求められる。法学部は、一方で入学者選抜方法の多様化によって、他方で全学科目の一体化を図る総合的なカリキュラム編成等によって、早くからこのような能力を身につけた人材養成の教育に取り組むことによって、社会に貢献できるよう努力してきたし、またその成果も出つつあるが、2004年4月から法曹養成を専門とする法科大学院が開校することもあり、今後これをさらに加速させる必要があるという認識に立って、「学

部教育諮問委員会」を設置し、改革に取り組むことにした。

2003 年、同委員会から改革案が答申されたのを受けて、それを教授会で検討し、承認を得たものから実施を予定している。改革案の骨子は、次の通りである。ア 学生の自主性を重んじたカリキュラム編成、イ 豊かな人間性を育てる教養教育、ウ 学部による表彰制度、エ 成績評価の相対化への努力、オ 学部全体のセメスター化、そして、カ 三田・日吉の連携・協力の一層の充実。

しかし同時に、法学部では改革が学生不在のものであってはならないという考えから、学生の声を汲み上げ、それを授業の改善に活かすために、学生による授業評価制度の導入が望まれるという「将来構想委員会」の提案を受けて、「法学部 FD 授業評価実施委員会」が設置され、これが実施されている。

* 学部の理念・目的・教育目標などの周知の方法

毎年、新生に配布される「カラムス」などに学部長が執筆し、新生のためのガイダンスにおいて、学部長、日吉主任から懇切、丁寧な説明が行なわれ、法学部で4年間まなぶ学生に伝えられる。

II 教育研究組織

法学部は法律学科と政治学科の2学科を置く教育研究組織であり（学部学則第10章第3節第71条）、三田、法律学科目関係32名、政治学科目関係31名、そして日吉、外国語科目・人文科学科目・自然科学科目関係58名の専任教員から構成される（2004年5月1日現在）。

教育研究組織は法学部がその理念を実現するために叡智を傾け、歴史的に形成してきたものであり、従って法学部に開設された教育課程を展開するに相応しい規模と内容を有しており、また、主要科目には専任教員が配置されており、現在のところ機能を果たしており、適切かつ妥当である。

しかし、緊急の課題としては法科大学院開設に伴う専任者の移籍から生じた教員の不足、また、時代の変化に対応して今後予想される新しい学科目の設置に伴う教員の補充に対処するために、教員配置の面で多少調整が必要となろう。

III 教育研究の内容・方法と条件整備

III-1 教育・研究指導の内容等

(1) 教育課程

・ カリキュラム編成と建学の精神

a. 法律学科

法律学科は、法律学の知識を基礎にしながら自ら物事を判断できる平衡感覚や能力、すなわちリーガル・マインドをもった人材の養成をめざしている。そのような人材の養成には、法律、社会、人間の関係について十分に時間をかけて学ぶことが必要であり、法律科目と平行して、

哲学、宗教、倫理、文学、外国語などの学習が4年までできるようにカリキュラムを編成している。また、慶應義塾における法解釈学の講義の根底には、建学以来の福澤諭吉の『実学』の精神が脈打っているのである。

2004年度より、法学部教員も参加する「近代日本と福澤諭吉」という授業が開講される。これを卒業単位としても認定し、建学の精神を学生に学ばせることになっている。これが、学校教育法第52条の、法律学科における内容である。

b. 政治学科

政治学科の目指す人間像は『リーダーとしての総合的な見地から、幅広く活躍できる人』である。政治家や公務員だけでなく、企業やNGO、NPOなどのリーダー育成にも対応している。

学部の理念として、学生を二つに分けて考えている。

つまり、大学院レベルに進学する学生と、卒業後社会にでる学生である。

このため、1年生の段階から専門科目（基礎）や演習を集中的に学ばせ、同時に3・4学年まで総合教育科目を履修させることでこの両者に対応している。また、体育なども含めてあらゆる科目を履修することを可能にしている。できるだけ学問的・人格的にバランスのとれた人間を育成するという学部の理念を実現するためである。

政治学科が目指す教育は、政治に関するあらゆる現象を考察の対象とし、その分析能力とプレゼンテーション能力を高めることにより、社会に出て総合的な見地からの知見や提言を行い活躍できるリーダーを養成することにある。その目的のため、わが国の政治学科の中でも、最多の教員数と開講科目数を誇っている。

専門的科目は、政治学科目（基礎科目、系列科目、集中学習科目）と、社会科学科目から構成され、政治学科目（系列科目）は、大きく5つの系列に分かれている。5系列は、政治思想研究、政治・社会研究（政治、行政、社会、情報・マスコミに関する理論的研究を含む）、日本政治研究、地域研究（主要な地域や国々の政治・文化・社会などについて研究する）、国際政治研究に分かれ、多角的な研究が可能である。地球規模での政治・社会の動きを、歴史、理論、実証、研究の各方面から把握できるカリキュラムとなっている。

1・2年次には、専門の政治学の各研究領域に関する演習を多数設置することにより、学生の幅広い興味の関心に対応し、研究の初歩をきめ細かく教える体制を整えている。こうした少人数教育は、3・4年のゼミナールによってさらに徹底される。ゼミは一人の先生の下、2年間同じメンバーとともに研究を行なうことになるが、その教育は教室を離れても、学期休みの合宿、大学祭への参加など種々の場面において積極的に展開される。そうした成果の一端は、毎年『政治学研究』という学術雑誌（個人による研究論文とゼミによる共同研究論文が毎号十数本掲載）として発刊され、今年は34号の発刊に至っている。

これらが、学校教育法第52条の、政治学科における内容である。

・ 専門的科目・教養的科目・外国語科目等の量的配分

a. 法律学科

卒業に必要な144単位のうち、専門科目88単位（全体の60%）、教養的科目24単位（全体の17%）、外国語16単位（全体の11%）であり、その配分は適切であると考えられる。

b. 政治学科

卒業に必要な 144 単位のうち、専門科目 52 単位、教養的科目 52 単位外国語科目は 16 単位の配分になっている。政治学は、他の研究領域との接点の広い分野であること、さらに言えばそれらの領域の知識と能力を求められる分野であるため上記のような配分でカリキュラムを構成している。

法律学科では 16 単位、政治学科では 24 単位について、学生が専門的科目、教養的科目、外国語科目のどれを履修しても良いことになっている。学生の個々のニーズに応じて量的配分が代えられる柔軟性をもたせている。また、教養的科目も決して網羅的履修に終わらず、積み上げ形式がとられており、2004 年度入学生より、教養的科目の副専攻化が実施される。

- ・ 必修・選択科目の量的配分

- a. 法律学科

必修科目は、外国語科目 2 科目 16 単位、教養的科目 24 単位、専門科目 88 単位であり、その他の選択科目は 16 単位となっている。政治学科とは、配分が大変異なっているが、これは両学科の学習内容の違いによるものであり、適切であると考えられる。

- b. 政治学科

必修科目は、外国語科目 2 科目 16 単位、社会科学科目 7 科目 28 単位、政治学科基礎科目 6 科目 12 単位、合計 15 科目 56 単位であり、それ以外の 88 単位は選択科目である。公務員試験などの早期準備に備えたり、就職、卒業後に必要となる一般教養としての法律、経済関係の知識を充実させたりするためであるが、時間割や教室編成の関係でときどき見直している。

政治学関連の演習授業を多くとり当該分野の研究を深めたい者、語学的能力を伸ばすことを望み外国語にインテンシブ・コースを取る者、国家公務員、司法試験（ロースクールを含め）を目指す者など、できるかぎり学生個人の希望に対応した履修が可能ないようにカリキュラムを構成している。

選択科目の配分に重きをおいているのが特徴であり、適切であると考えられる。

- ・ 学部横断的カリキュラムの実現状況

- a. 政治学科

政治学が他の領域と接点を広く持つ総合的学問であるため、三田に設置されている、法律学科や他学部、研究所の授業も積極的に卒業単位として認める方向で努力している。具体的には、三田に設置されている、法律学科や他学部、メディア・コミュニケーション研究所、言語文化研究所、情報処理教育室開講の専門授業科目、国際センター開講科目の一部は、政治学科の自主選択科目として卒業単位にすることができる。

- b. 法律学科・政治学科

体育研究所、外国語教育研究センター、保健管理センターの科目も含めて、選択（一部は必修と振り替えも可能）科目として幅広く履修できる。

また、他学部の授業は、少人数のゼミナール形式の授業も含めて、選択科目として履修できる。慶應義塾外国語学校の授業も履修可能。

- ・ 国際化等の進展に対応するための外国語能力育成

1993 年度のカリキュラム改革により、外国語の授業は 1 年生から 4 年生まで履修できるようになり、また第 3 外国語まで学習できるようになった。

さらに、インテンシブ・コースも履修可能である。インテンシブ・コースは、英語、フランス語、ドイツ語、中国語、スペイン語、ロシア語に設置されており、通常の 2 倍に当たる週 4 回の授業を受ける。

必修の外国語は、以下の 8 ケ国語から 2 外国語が必修である。

(英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、イタリア語、中国語、朝鮮語)

各国語に、ネイティブ・スピーカーの担当者がいる。

インテンシブ・コースが設置されて 11 年が経過した。成果は上がっていると考えられる。これによって、初習外国語であっても卒業時には海外で通用する語学力が養われる。このコースを開設したのは、恐らく当学部が日本で最初であり、他校からの問い合わせ、見学の要請も来ている。

主要語学においては、帰国生などにも対応するために、レベル別授業が行われ、たとえば英語は 5 レベルに分かれている。必修外国語の他にも、ポルトガル語、ラテン語、ギリシャ語なども開設されている。ラテン語、ギリシャ語については、それらが古典語であり、研究の基礎となる教養的科目として開設されている。

なお、外国語学習の意欲を更に高めるために、2004 年度より、インテンシブ・コース修了者には修了書が、外国語全般で成績優秀者の表彰制度が設けられる。

- ・ 社会の動きに対応した特色ある教育

コンピューター処理能力を磨く『数学・統計・情報処理科目』や、議論を組み立てたり、相手を説得したりする能力を養う少人数の『演習』や『特殊研究』、世界各国の言語や文化をゼミ形式で学べる『人文科学研究会』などの科目を設置している。

地域文化論、人文科学研究会などがあり、グローバル化に対応している。コミュニケーション能力は、上記の外国語教育において行なっている。

(2) 高・大連携への取り組み

法学部は高等学校への学部説明会とは別に、他大学に先駆けて早くから一貫校の慶應女子高との高・大連携プログラムとして、法学部スタッフが高校に出向き、法学および政治学の授業を行ってきたという実績がある。また、法学部のスタッフがニューヨークを訪れたときは、同じく一貫校の慶應ニューヨーク学院で講演を行い、高・大の接続を試みてきた。

また、この経験を踏まえて、法学部は高校側から依頼があった場合には、積極的に依頼校に出向き、模擬授業を行っている。ちなみに昨年の 2003 年には国際基督教大学高校、東邦大学付属高校、國學院高校、都立三田高校 等に出向いて法学の講義を行った。

さらに、高校生に向けて夏休みにオープンキャンパスで模擬授業や模擬ゼミナールを経験してもらうという事も行っている。

なお、法学部が実施している高校長推薦入試の説明会を通して、高校側に学部教育についての情報を提供している。

最後になるが、法学部では外国語を中心に高・大連携カリキュラムを実施している。すなわち、主に初習語学既習者（フランス語、ドイツ語、中国語他）のためにクラスを設けとともに、外国語インテンシブクラスには既習者用クラスを用意している。

高大連携教育に対する高校生の反応は、授業の新鮮さに感動し、学ぶ意欲が高まったという好意的なものが多い。確かに、高校生が大学の授業に触れることで、進学に対するはっきりとした目的意識をもってもらう効果があるし、また、学部選択の判断材料になると考えるので、高校教育の本来の姿をゆがめるような行き過ぎは抑制しながらも、法学部は今後さらに連携の推進を図るよう努めたい。

(3) 国家試験への対応

判事・検事・弁護士のような法曹実務家および国家公務員をめざす学生のための指導機関である「司法研究室」がある。「司法官コース」と「国家公務員コース」に分かれており層の厚い学習講座が用意されている。卒業生実務家による基本科目の講義、答案練習会、裁判傍聴や法律事務所の見学を行なう法曹体験ゼミナール、合格者の体験談を聞く会など、基礎から応用までを幅広く学ぶことができる。

2003年度の司法試験合格者は、前年度の110名を13名上回る123名で全国第3位、国家公務員I種採用試験の合格者数は82名で、第4位となっている。2004年度は、合格者が170名にのぼり、全国第3位に躍進した。

(4) 医学系・看護系のカリキュラムにおける臨床実習・臨地実習の位置付け・運営方法

(5) インターンシップ

(6) 国内外の他大学との単位互換

法律学科、政治学科の両方において、他大学との積極的な単位交換制度についてはまだ実現していない。これは、今後の課題である。

a. 法律学科

留学から帰国した学生が、留学先で履修した科目を、学習指導が学則に照らして卒業単位に認定することはしているが、国内外の教育機関との具体的な協定に基づく積極的な単位交換には至っていない。また、現在のところ検討されていない。

上記の、卒業単位に認定できるのは30単位までである。

b. 政治学科

政治学科では学生の外国留学を積極的に推奨している。したがって、外国で履修した専門科目については、できるだけ卒業単位に認定する努力をしている。

留学から帰国した学生が、留学先で履修した科目を、学習指導が学則に照らして卒業単位に認定している。認定できる単位は30単位までである。

国内外の教育機関との具体的な協定に基づく積極的な単位交換については、現在のところまだ検討されていない。

(7) 外国人留学生、帰国生、ニューヨーク学院からの進学者などに対するカリキュラム上あるいは教育指導上の配慮

外国人留学生については、外国語必修2科目のうち、1科目を日本語とし、日本語能力を養いながら、学部授業を履修できるように配慮している。また、留学生については、入学時個別に事前ガイダンスを行い、きめ細かく対応している。

英語能力がしばしば劣る場合があるので、レベル別授業を設けている。留学生担当の学習指導係を置き、日常の相談や「奨学金の推薦など」にあたっている。

帰国生の学生や NY 学院からの学生については、入学前年の9月と入学年の1月に学習指導がガイダンスにあたっている。希望者にはその間、国際センターで補習授業を履修させている。英語についてはレベル別授業で対応している。

法律専門科目履修の上で、外国人留学生や帰国生学生の便宜を考えた制度的な保証はないが、ゼミや演習などの少人数授業における担当者によるケアは個別になされている。

政治学科においては、半期制をとっているため、9月卒業が可能であり、半期ごとの授業選択が可能である。教育指導は一般の学生と同じ扱いをしている。

(8) 外国人留学生の受入れ・国際プログラムの実施状況

法学部では、外国人留学生の質を落とさないために、上記日本語授業やレベル別英語以外では、あえて特別の配慮をしていない。一般学生と同じ条件で学んでもらうからこそ教育的配慮であるとする。

(9) 障害をもつ学生への教育上の配慮

1997年、全盲の学生がはじめて法学部に入学した。法律学科に所属し、法律を学ぶことになったので、学部はすぐに学事センター（当時の教務部）の協力をえて、キャンパスでの歩行訓練や履修申告への支援、授業や試験での支援をした。また、三田キャンパスの図書館には点字の六法他、法律書が常設された。

その部屋にはPCも専用に設置され、音声により読み書きが可能ないように配慮された。

2001年には、聴覚障害学生が入学した。その際には、学生の必要性に応じて、学生ボランティアがサポートし、教員は板書や配布資料を加えて音声のみに拠らないように留意した。日吉キャンパスにおいては数名の教員が、これら障害学生のためのカリキュラム検討を行ない、盲学校への見学会や、公開講座、模擬授業などを行なって、授業におけるバリアフリーを検討し、教育に還元した。

学生が、特殊な病気をもって入学したり、また在学中に発病するケースがある。授業でどのような配慮ができるか、学習指導が個別に相談にあたっている。

また、障害をもって復学する学生が2004年度にいるが、事前に障害に対する配慮『バリアフリー化』などについて、本人、保証人、学習指導、事務局が施設を見学し、改善をはかっている。

(10) 社会人の再教育・生涯教育の実施状況、また社会人学生に対するカリキュラム・研究指導上の配慮

Ⅲ－２ 教育・研究指導方法とその改善

(1) 教育効果をより適切に測定（評価）するための工夫改善への組織的取り組み

教育効果をより適切に評価するための工夫改善へ向けての、組織的な取り組みは、まだ行なわれていない。授業担当者の個別的な努力に委ねられている。

法律学科、政治学科、日吉の学習指導（合計 10 名）が、ほぼ通年授業の相談に応じている。

各語学には責任者を置き、つねに教育効果をチェックしている。英語は各レベル別の統一試験によって、授業内容などの反省・検討を行なっている。客観的テストをより効果的に行なうための、読み取りソフトなどを独自に開発中である。

(2) 成績評価の厳格性・客観性を確保するための仕組み

・ 履修科目登録の上限設定

a. 法律学科

取り捨てるを防ぐ意味から、履修上限（1 年間で 52 単位）を設けている。しかし、かえって必修科目と選択必修科目への縛りが強くなり、専攻とは異なる領域への視座が開かれにくいとの意見もある。

b. 政治学科

履修上限は 1 年間で 48 単位としている。

・ 成績評価基準、評価方法、または GPA 制度の導入について

現在のところ個々の担当者の工夫に委ねられている。相対評価導入の検討もないわけではない。GPA の導入は中長期的な目標である。

・ 各学年ごと・卒業（修了）時の学生の質の検証と確保

学期、学年末に、進級、卒業判定を行い、とくに進級、卒業できなかった学生についての履修状況や勉学の態度などを主に成績原簿との照合から検討する。判定を厳格に行なうことが学生の質を確保することにつながると考えられる。

外国語については、2004 年度から実施される外国語優秀賞に関して、客観的基準（公的試験のスコア・級・段位など）を設けて、学生の達成目標とする考えである。

(3) 適切な履修指導または効果的な研究指導を行うための制度・工夫

・ オフィスアワー

授業担当者の主体的判断により、特定の授業科目について適宜オフィスアワーが実施されている。毎週特定の曜日、時間に学生が研究室など（三田研究棟の教員談話室など）を訪問し、授業に対する様々な質問や学習への取組み方について指導、説明がおこなわれている。

ゼミナールの場合については、主として第4学年の秋学期などに担当教員により卒論の個別指導のためのオフィスアワーが実施されている。卒論の進度に応じて、学生側からの要望により、適宜、時間と面談場所が設定されている。

履修や一般的な勉学上の助言については、金曜日など特定の曜日の昼休み時間にそれぞれの学科、専攻の学習指導が学事センターとの連携の下に指導を行なっている。

日吉では、語学の責任者が中心となり、オフィスアワーを独自に設けている場合がある。

日吉では、履修や進路・精神的な悩みなどを訴える学生がかなり多い。面談や保証人との連絡、授業担当者への要請など、細かく配慮しているが、教員の兼務であるので、やや限度に近づいている。昨今は、本人のみならず、保証人からの相談の願いも多い。

学生相談室や国際センターなどとも、学生のプライバシーに配慮しながら連絡をとって、業務にあたっている。

- ・ 留年者・休学者等への教育上の配慮

留年者については、日吉では留年者ガイダンスを行い、個別にどの単位が不足しているかを指摘して、履修指導を行なっている。

政治学科では、セメスター制度を導入しているため、通称『復活制度』という形で留年者は原級にとどまった直後の学期で、留年決定時に不足していた単位を取得すれば半年後に進級でき、さらに不足していた単位を除いた取得単位と進級直後の学期で取得した単位が合計で30単位以上であればさらに進級できる。

日吉でもできるだけ復活制度でキャッチ・アップできるように、場合によっては例外的な履修方法を認めることもある。また学則156条により退学処分のある学生のみならず、必要があれば保証人・本人と面談を、場合によっては複数回行なっている。

- ・ 学生の研究活動への支援措置

学生の研究活動への支援措置として、法律学科では『法律学研究』、政治学科では『政治学研究』という学生論文集が刊行されており、研究論文を発表する機会が設けられている。

(4) 教育改善または教育研究指導方法の改善への組織的な取組み

- ・ シラバス

講義科目に関して、講義シラバスを、講義要綱に載せる方針が、2004年度から実施されることになった。このため、講義要綱の内容が大きく変わることになったのであるが、それぞれの担当者において、まだ完全実施にはいたっていない。

多くの担当者は、ガイダンス・ウイーク（4月の第1週）に、講義シラバスを受講希望者に配布している。

- ・ 学生による授業評価

法学部では、2002 年 10 月に、FD 授業評価実施委員会が設置された。それに先立って、2002 年 6 月の教授会において、学生による授業評価について前向きに検討していくことが承認され、『将来構想委員会』が、6 月 28 日付で、法学部の専任者に、2002 年春学期の受講者による授業評価の実施を依頼した。そして、2002 年 10 月から上記委員会が活動を開始している。

まず、最初の試みとして、2003 年 4 月に、「2002 年度 『学生による授業評価 アンケート』 集計結果」(85 ページ) を学部から刊行し、新学期に学生が登録する前に、法学部掲示板(三田、日吉)の下において学生に公表した。

この冊子は以下に示す (I) と (II) の手順によって作成された。

(I) まず、それぞれの授業の担当者が、学期の終わりに近づいたころ、次の 3 点を記したアンケート用紙を配り、回収する。

1) 学生自身の授業への取り組み

ア) 全部出席 イ) ほとんど出席 (80%程度) ウ) あまり出席せず (50%度)
エ) ほとんど出席せず

2) 授業そのものについて

ア) 教員には授業に対する熱意・工夫が感じられた イ) 授業内容は興味深く、示唆に富むものだった ウ) 教員の説明は論理的で、どこがポイントか理解しやすかった
エ) この授業を履修してよかった

3) この授業に対する感想、要望などを書いてください。

2) については、A B C D 4 段階評価をアルファベットで記入させる。

A = そう思う B = どちらかといえばそう思う

C = どちらかといえばそうおもわない D = そう思わない

(II) 上記 (1) と (2) については、人数を記載する。そして、担当者が (2) の数値と、(3) に書かれた受講者の意見を読み、「担当者所見」執筆し、(1) (2) の数値と [担当者所見] をそのまま印刷して発表する。

2003 年 4 月発行の [集計結果] は、20 名の担当者の授業評価を掲載しているが、2004 年 4 月発行の [集計結果] は、22 名の担当者 (そのうち新規は 16 名) の授業評価を掲載している。2 年目の冊子は、担当者が、それぞれの授業内容によって実施した独自のアンケート項目を含むものとなっている。

しかし、2 年分あわせてもまだ全専任者の 3 分の 1 程度であり、まだまだ少ないと考えられる。更に効率の良いアンケート方法によって、少なくとも全専任者の半数ぐらいのアンケート結果が発表できるように、努力したい。

(5) 授業の適正人数規模

数年前まで 700 人を越える履修者が何件かみられ、教育効果の面で適正ではなかったが、現在はほぼ大教室でも 300 人から 400 人の規模に是正されている。20 人規模の演習形式授業をはじめ、講義形式授業も概ね適正な規模となっている。語学のインテンシブ授業は 10 人程度であり、これも集中型授業の推進上適正な規模で設定されている。授業の目的、ねらい、効果など

の観点から見て、現在の授業、教室の規模は適正なものとなっていると考えられる。

(6) 情報機器を活用した教育の実施状況

各キャンパスの「情報処理教育室」で、情報処理に関する講座を開講し、学生にとって今や必須のこととなった情報処理に関する知識と技術を教え、学習・研究活動に役立たせようとしている。講義や授業においても、情報機器を活用するケースが増えている。

(7) e-Learning、遠隔授業の実施状況と今後の取組み

法学部では、日吉キャンパスと三田キャンパスで、それぞれ、e-learning への関心が高まっており、公開講座、教員への e-learning 用コンテンツ作成支援と編集機器導入、PC ソフト独習用ストーリーミングサービス、TV 会議システムを利用した遠隔授業の試みなどが行なわれている。2004 年度始めには、日吉キャンパスにおいて教職員から組織された e-learning 検討・支援 WG（仮称）が設立され、e-learning を展開する基盤となる WEB サイトを全教員に立ち上げることや、利用に耐えるコンテンツ作成などをめざして活動を開始している。

法学部では、留学生対象の授業について、実験的に遠隔授業が行なわれたことがある。

(8) セメスター制の導入状況あるいは導入計画

a. 法律学科

法学部政治学科に於いては、1993 年度からセメスター制が導入されているが、法律学科においてはセメスター制は採用されておらず、政治学科と法律学科の学生の間に制度の不一致が見られた。しかし、学生の留学の便宜や教員側の研究効率の向上といった理由から、2004 年度 4 月より、法律学科においても、セメスター制が導入されることとなった。

各セメスターは、春学期、秋学期と称し、集中的に学ぶ半期の科目も設置される。成績も、半期ごとにだすことになった。

b. 政治学科

政治学科では、11 年前の 1993 年から、セメスター制度を導入した。

春学期と秋学期という名称を設けて、集中的に学ぶ半期の科目が多く設置された。同時に外国語科目なども、半期ごとに成績を出すことになった。上記のセメスター制度のなかでゼミの単位だけは例外であったが、これについても 2004 年度から通年半期制度を導入する。これに伴い学生は、ゼミ履修と留学を有機的に行なうことが可能となる。

Ⅲ－３ 国内外における教育研究交流

(1) 国際交流推進に関する基本方針および国際交流の現状と課題

a. 国際化への対応と国際交流推進に関する基本方針

学生の海外留学については、慶應義塾において、現在 63 大学と、協定に基づく交換留学制度を設けている。約 200 人の学生が海外に留学している。いささか問題となっているのは、学生の興味の偏りであり、もう少し、世界各地にたいする学生の興味と知識が広がることが望ましい。

また、外国で取得した単位の認定をすることにより、留学しやすい環境を整える努力をしている。

交換留学制度を設けている、主な国と大学数は以下のとおりである。

アメリカ	13 大学	カナダ	2 大学	アルゼンチン	1 大学
中国	3 大学	韓国	4 大学	台湾	1 大学
タイ	2 大学	インドネシア	1 大学	シンガポール	1 大学
オーストラリア	3 大学	トルコ	1 大学	ドイツ	6 大学
イギリス	3 大学	フランス	6 大学	オランダ	2 大学
オーストリア	1 大学	スエーデン	1 大学	ノールウエー	1 大学

詳細は、国際センターの報告を見られたい。

b. 国際プログラムとしては、ケンブリッジ大学ダウニング校（イギリス）、および、ウィリアムアンドメアリー大学（アメリカ）における夏期講座が、日本人学生のために用意されており、大きな成果をあげている。

c. また、夏季には、エラスムス大学（オランダ）との交換協定に基づき、日本法入門講座を開講し、エラスムス大学で東アジア法を学んだ学生を受入れている。

将来は、もう少し受入れ対象を広げる方向で考えたい。

d. 訪問研究員の受入れ

研究者レベルにおいては、常時 10 人から 20 人の訪問研究員が法学部において研究をしている（2004 年 3 月現在 15 人）。これらの人々との交流を深めるべく、法学部においては、2 ヶ月に一度ぐらいの割合で、訪問研究員によるミニ講演会を開催している。訪問研究者の研究テーマや興味の所在を学部および、大学院生に知らせることによって、相互交流が深まることが、狙いである。

また、政治学科においては、韓国の延世大学校と一度、共同研究会を開催している。

(2) 外国人教員の受入れ体制の整備状況

例年、多国より多くの外国人教員を受入れている。過去 5 年間で総計 208 人の外国人教員を受入れている。受入れ国は、韓国、カナダ、アメリカ、中国、ロシア、フランス、オーストラリア、フィンランド、マレーシア、ウクライナ、ドイツ、イタリア、台湾などと多岐にわたっている。受入は 2002 年度以降、とみに増加傾向にある。

Ⅲ－4 通信教育

(1) 通信教育の現状と問題および将来展望

通信教育課程においては、甲類（法律学科）と乙類（政治学科）が置かれているが、学生数は、甲類 2,457 名、乙類 689 名、合計 3,146 名となっている。通学課程では学生数は同数であるので、その点でも通信教育課程特有の問題点である。また、教員の負担面でも人によってかなりの差が生じている。近年では、学士入学や特別課程（短大卒など）も多く、入学選考において、ある程度の実質選考も行っているため、卒業率も次第に上がっているが、まだまだ途中で脱落していく学生も多い。

将来展望においては、教員の負担面では通学課程の責任コマ数に参入して、テキスト、科目試験、スクーリングなどを公平に分担することが重要である。また、e-Learning を活用するなどして、通信制の大学院や職業人教育にも発展できる可能性があると思われる。

(2) 特筆すべき研究活動状況

2003 年度文部科学省 21 世紀 COE プログラム「多文化多世代交差世界の政治社会秩序形成－多文化世界における市民意識の動態－」が法学研究科、社会学研究科、メディア・コミュニケーション研究所などの諸機関を拠点として目下研究活動中である。（拠点リーダー：小林良彰教授）研究内容としては、現代日本の市民意識サーベイ、戦前の日本市民意識研究、戦後日本の市民意識研究、メディアにおける市民意識研究、比較市民意識（地域研究）、国際関係市民意識研究、データ・アーカイヴ研究などを含んでいる。また、国際シンポジウムや日本政治社会学会（院生報告大会）の開催や Journal of Political Science and Sociology（英語を中心とした外国語による学術専門誌）の発行なども実施している。

この他、法学部としての海外の大学との学術交流も韓国の延世大学政治学部との交流やブラジル・サンパウロ大学法学部との学術交流など数多く行っている。

Ⅲ－５ 専門職大学院のカリキュラム

Ⅲ－６ 「連携大学院」の教育課程

Ⅲ－７ 学位授与・課程修了の認定

Ⅳ 研究活動と研究体制の整備

Ⅳ－１ 研究活動

(1) 論文等研究成果の発表状況

慶應義塾研究者情報データベース（法学部）により学術発表の状況を提示する。

(2) 特筆すべき研究活動状況

(1) のデータベースから明らかなように、様々な分野において法学部のスタッフは、国内学会はもちろん国外の学会において精力的に研究成果を発表している。

研究助成を得て行なわれる研究プログラムについては、学内補助として学事振興資金による研

究助成によって多彩な研究が数多く行なわれている。2002 年度の場合についてみると、共同研究が 11 件、個人研究が 22 件採択、推進された。

この年には、より大型の学内研究補助として、法律学研究誌の刊行が行なわれた。

同じく学内研究助成として国外での学会での研究発表が 2002 年については 5 件行われている。

海外での研究調査に対する学内助成としては福澤基金による者、慶應義塾派遣による者が、それぞれ 1 名派遣されている。

(3) 付属研究所との関係・将来展望

法学部は、慶應義塾内にあるいくつかの研究所と連携しながら研究・教育活動を行なっている。なかでも特に、メディア・コミュニケーション研究所、東アジア研究所、福澤研究センターとの結びつきは強い。

メディア・コミュニケーション研究所の場合、旧新聞研究所時代から人的交流・共同研究が積極的に進められてきた。マス・コミュニケーション研究はもちろんのこと、ジャーナリズムや各種メディア、最近ではインターネットなどのメディアを対象に、法学部の教員がメディア・コミュニケーション研究所の研究プロジェクトに参加し、積極的に研究を進めている。また、この研究所の研究生と法学部の学生を主たる対象とする科目も設置され、教育面での交流も行なわれている。

東アジア研究所では、東アジアを中心とする世界各地域を対象とした研究プロジェクトが推進されている。法学部政治学科の中心の一つが地域研究であることから、法学部はこの研究所とも密接な関係を保っている。特にアジア研究の領域では海外との交流もさかんで、日本における重要な研究拠点となっており、法学部もその活動に多大な貢献をおこなっている。

福澤研究センターは、慶應義塾の創設者である福澤諭吉研究を中心に近代日本研究を進めている。法学部は、法制史、法文化史、近代日本政治史、日本社会学史において活発な研究・教育活動が進められていることから、このセンターとも強い結びつきがある。

法学部の教員は、このセンターの研究プロジェクトへの参加を通じて、福澤研究のみならず近代日本の法・政治・社会に関して多くの研究成果をあげてきた。

Ⅳ－２ 研究体制の整備（経常的な研究条件の整備）

(1) （個人・共同）研究費・研究旅費の充実度・問題点

専任教員には、個人特別研究費（毎年度 21 万円）および教授用品費（毎年度約 5 万円）が提供される。これは、研究書購入などの研究資金に充当されるものである。

これとは別に、旅費としては、研究旅費およびゼミ合宿旅費、ならびにそれに伴う日当が、教授会での承認を条件として、慶應義塾当局から支給される。

また、教材の複写に関しては、教材用複写室と担当職員がおり、さらに、研究用の個人資料の複写に関しては、毎年度 1,000 枚の上限で自由に学内複写機の使用ができるように便宜が図られている。

上記の他に、慶應義塾全体での研究資金の提供も行なっており、多様な研究資金支援体制が完備されているが、今後より一層の充実が望まれる。以下のような基金がある。

- ・慶應義塾学事振興資金（個人研究、共同研究）
- ・福澤諭吉記念基金（海外留学、研究、学術出版、外国誌論文掲載）
- ・小泉信三記念基金（外国人学者招聘、国外出張）

- ・松永記念文化財研究基金（調査・研究・収集・保全、講座）
- ・特別研究費（特別研究期間適用者の研究）
- ・大型研究助成（研究）

2003 年度 法学部に対する助成金

学事振興資金研究補助	1,670 万円（個人 560 万、共同 910 万、特 A・特 B 200 万）
小泉基金	122 万 4,300 円
福澤基金	524 万 2,000 円
計	2,316 万円

(2) 教員研究個室等の整備状況と将来計画

三田キャンパスに設置されている、学部・研究科の専任教員は、原則として全員、同キャンパス北部に位置する 7 階建ての新研究室棟内に研究個室を与えられている。

各研究個室には、空調施設、回線施設が敷設されており、充実した居住研究環境が確保されている。また、同棟内に研究室事務室があり、申請によって室内備品（本棚や机、椅子など）のリニューアルも頻繁に行なわれ、また、研究室の再配分も全額的な運営組織を設置し、円滑に進められているところである。

かつては、数名の教員が研究室を共用するという時代もあったが、そのような状況からは現在脱却しているものの、建物の老朽化が進み、また各個室の広さも決して十分とはいえず、改築なし、新築が期待されるが、諸事情からそのような将来計画は現時点ではない。ただし、2005 年に法科大学院用の建物が完成すれば、多少の余裕が生まれ、同大学院の専任教員は、そちらへ移ることになっている。

日吉キャンパスには、2002 年 2 月に、長い間待ち望まれていた、新研究室棟（来往舎）が完成し、各学部の専任教員は、4 階、5 階、6 階、7 階のいずれかに入った。

各階に 50 の研究室があり、2 階の会議室、3 階のレファレンス・ルームも利用できる。各部屋に十分なスペースがあり、研究環境は整っている。

(3) 教員の研究時間を確保させるための方途とその適切性

教員の研究時間を確保させるための方途として、「特別研究期間」制度がある。

毎年 4 名ほどの、専任教員がこの制度を利用している。研究テーマを提出し、教授会の承認をへて、1 年間または半年間、授業を担当せず、研究に専念している。

「慶應義塾年鑑 2002」を参照すると、2002 年度中 4 名がこの制度を活用している。それぞれの研究テーマも記載されている。

A 教授	2002 年 4 月 1 日から 2003 年 3 月 31 日まで
B 教授	2002 年 9 月 1 日から 2003 年 8 月 31 日まで
C 教授	2002 年 10 月 1 日から 2003 年 9 月 30 日まで
D 助教授	2003 年 3 月 31 日から 2004 年 3 月 30 日まで

特別研究休暇は、順番がきてとれるのが理想であるが、実際は法学部の各セクションにおいて、担当科目を不足ないように充足させなければならず、また大学院法務研究科の科目を担当してい

る専任者は、学部と両方の担当義務があり、休暇をとりにくくなっているのが現状である。

(4) 競争的な研究環境の創出

慶應義塾外の補助による、研究活動について「慶應義塾年鑑 2002」を参照してみると、一例として、「文部科学省 科学研究費補助金」の補助を受けた者のリストが掲載されている。そのほとんどは、理工学部と医学部の教員であり、法学部からの採用者は大変少ないといえる。しかし、少数ながら以下のようなケースがある。

〔若手研究 (B) 〕

専任講師 常山 菜穂子「初期アメリカ演劇におけるシェイクスピア受容の研究」

助手 倉林 敦「ホヤプロクロロン共生系の起源と進化」

「慶應義塾年鑑 2001」には、次のような例がある。

〔基礎研究 (B) 〕

教授 中矢 一義「地域文化振興および社会教育と芸術ホール」（日本の公立芸術ホールと米国大学ホールの比較考察）

(5) 研究論文・研究成果の公表を支援するための措置や大学・研究機関間の研究成果を発信・受信するシステムの整備について

2003 年度 4 月から、慶應義塾研究者情報データベース（主管：研究支援センター）が、公開されている。このデータベースは、従来の「慶應義塾年鑑」に替わるものとして開発された。これにより、研究業績に係わるさまざまな記載項目の選択、記載項目ごとの公開が可能になり、また書換えもできるようになっている。

(6) 研究等における倫理性の確保

V 学生の受入

(1) 学生募集・入学者選抜方法

法学部では 2003 年度現在、センター入試を利用し、それに面接と評点平均値を加味して選考する方式（A 方式、各学科定員 50 名）、学部が独自に行う一般入学者選抜（B 方式、各学科定員 250 名）、帰国生入試（各学科定員若干名）、外国人留学生入試（各学科定員若干名）、指定高校長推薦による入試（各学科定員 100 名）、学内進学（各学科定員 215 名）の他、慶應義塾内学生に向けて、転科試験、転部試験、学士入学試験（それぞれ各学科定員若干名）と、さまざまな窓口を設けて多様な受験生をできるだけ公平で透明性の高いプロセスを経て受入れる努力をしてきた。しかし、少子化による大学受験者数そのものの減少、受験生の学力レベルの相対的低下、国立大学の独立法人化に加え、大学院法務研究科（いわゆるロースクール）の開設といった内外の状況の変化は学部の入学制度のあり方そのものの再検討を不可欠のものとしている。そこで法学部では現在、2006 年度を目標に、AO 入試の導入をめざすなど、入試改革に最大限の努力を払いつつある。

(2) 入学広報

上記のような学部をとりまく内外の状況変化に対応すべく、法学部ではオープンキャンパスや高校生のための体験講座、付属高校には学部説明会などの広報活動を行ってきたが、今後は求めに応じて日本全国の高校を訪問するなどのさらなる広報活動を充実させていきたいと考えている。

(3) 法学部の理念・目的・教育目標と学生受入れ方針の関係

法学部法律学科では、社会現象を法的にとらえる能力、つまりリーガル・マインドの習得を、政治学科では、政治家や公務員の育成にとらわれず、広く組織一般の指導的立場にある者に問われるゼネラリストの資質の涵養を学科の理念と教育目標として掲げている。

このような理念と目標は各種入学案内にも明記し、推薦制度で入学してくる学生をお送りいただいている各高等学校に対しても、事あるごとに強調してきているが、加えて、一般入試における学科試験の設問も、こうした目的に照らし合わせて出題するよう配慮しており、さらにはB方式の「論述力」試験でも、多大の労力をさいて出題に工夫をこらしてきている。

またA方式、B方式、指定校校長推薦、帰国生入試において面接試験を課しているのも、受験生がこのような学部学科の目的を正しく理解しているかを判断材料のひとつとしてきている。

しかし、そのような面接試験の意図が受験生や受験会から正しく認識されているかは疑問であり、面接試験が存在するがゆえに慶應義塾大学法学部への出願が忌避される傾向が近年顕著である。この入試制度が社会や時代の要請にマッチしたものであるのか、法学部では緊急に検討を要するとかんがえている。

(4) 塾内高校からの学部進学

法学部は全入学者定員中、付属高校からの受入れ率が際立って高い学部である。全定員1,200名中、実に430名、35.8%が内部進学者である。

高校別に挙げるならば、慶應義塾高等学校から法・政とも110名、志木高等学校から各35名、女子高等学校から各25名、藤沢高等学校から各30名、ニューヨーク学院から各15名を受入れている。法学部へ進学したい塾内高校生が多いこと自体は喜ばしいことであるが、現状は必ずしも満足のいくものではない。

付属各高等学校の定員配分率も果たして公正といえるかの議論も学部内にはある。今後一学部内のみならず、慶應義塾全体で考えていくべき問題である。

(5) 特別学生受入れの状況

現行の入試制度で、十分に特別な事情を持つ受験生に対応できていると考えられるので、それに加えて、さらに特別学生受入の制度を設けることは考えていない。

(6) 留学生入試・外国人学生受入れ

2003年度から法学部では日本国際教育協会が行う新しい「日本留学試験」を積極的に採用し、渡日前に入学許可を行うタイプの入試方式に変更した。面接を行わない代わりに、受験者本人に

しか書けない小論文の提出を義務づけ、その小論文と（日本留学試験）の記述式日本語試験との照合を行うなどの工夫を施したのである。その結果、留学生数は飛躍的に増大し、法律学科で13名、政治学科で2名の留学生を新入生として受入れることができた。また、これとは別に、国際センターを通した海外の各協定大学とのプログラムもあり、これらの留学生は主として国際センター別科において日本語・日本文化を学ぶかわら、法学部が提供する専門科目も学んでいる。

しかしながら、留学生をさらに受入れていくためには、専用宿舎の建設や各種奨学金の充実、日本語以外の言語による授業の増設など、学部の努力で解決不可能な問題が多く残されている。

(7) その他の特記事項

・ 学生定員の充足状況

2004年度は法律学科定員600名に対して703名の入学者が、政治学科定員600名に対して658名の入学者があった。他大学進学などのため、入学辞退者が多く出るなかで、ほぼ定員どおりの入学者数の確保ができたものとする。

(8) 退学者の状況

過去3年間の退学者数および理由は以下の通りである。2003年度に関しては3月2日時点でのデータとなっている。退学者数に変動はあまりみられず、また理由にも変化はない。

一身上の都合が理由としては一番多く退学処分になる学生とほぼ同数である。

2003年度	
一身上の都合	6
学則156条処分退学	5
死亡のため	2
他大学受験のため	2
大学院受験のため	1
合計	16
2002年度	
一身上の都合	9
学則156条処分退学	8
進路変更のため	7
死亡のため	4
就職のため	4
他大学進学のため	3
家庭の事情のため	1
合計	36
2001年度	
一身上の都合	12
学則156条処分退学	11
他大学進学のため	7
就職のため	3
進路変更のため	2

病気のため	1
合計	36

Ⅳ 教育研究のための人的体制

(1) 教員組織

2004年度の、法学部専任の教員数は、法律学科、政治学科、日吉を合計して、計121名である。2頁にも記しているとおり、法律学科関係32名、政治学科関係31名、日吉、外国語科目・人文科学科目・自然科学科目関係58名から構成され、その配分は適切であると考えられる。

専任のうち訪問教員は4名、有期教員は3名である。非常勤は全体で約296名を数える。女性教員は、21名で、全学部平均の25名に比べて少ない。

以上が、学部・学科の理念・目標にそって、その実現のための教育を実施する教員組織である。

* 全授業科目数と専任と非常勤の担当科目数を学科ごとに示す。

【日吉】（第1学年、第2学年）

法律学科	646	専任者担当	299	46	%
		非常勤講師担当	347	54	%
政治学科	636	専任者担当	293	46	%
		非常勤講師担当	343	54	%

専任者は、重要な、学部教育の核となる科目を担当している。科目数からみれば、両学科とも、専任者担当の科目のほうが少ないが、本来ならば50%に達しているべきであり、今後の改善が望まれる。

【三田】（第3学年、第4学年）

法律学科	348	専任者担当	228	66	%
		非常勤講師担当	120	44	%
政治学科	444	専任者担当	299	67	%
		非常勤講師担当	145	44	%

* 教育課程編成の目的を具体的に、実現するための教員間の連絡調整

法律学科、政治学科にはそれぞれに、専任者会議があり、そこで次年度の教育課程編成のプランが検討される。日吉においては、各外国語、自然科学部門の部会において、教育課程編成のプランが検討される。

このように、教員間の連絡は緊密であり、それらが11月に学習指導から提出される次年度の科目担当表に結実する。妥当なシステムであると考えられる。

(2) 研究支援職員・組織の充実度

外部資金からのオーバーヘッド・チャージによって運営される三田研究支援センターが、研究助成申請時の事務的補助を手伝う。また外部資金により同センター所属の有期職員を雇用し、研究支援を行なわせることができる。この他、21世紀 COE -CCC では、プログラム推進のための研究員を公募し、3名程度、有期で雇用している。

(3) 実験・実習等を伴う教育実施上の人的補助体制の整備状況

法学部の学生は文系であるものの、かなりの割合で、実験を含む物理・化学・生物学の授業を履修する。その際の人的配置は、担当教員と助手の2名体制である。文系学生で、これまでの知識が十分とはいえないことや、短時間に効率よく実験する必要があること、50～65名程度の学生が同時に実験することから、できれば、他学部でおこなっているように TA を1名加えて、学生への対応をより十分に行なうことが望ましいと思われる。

(4) TA 制度・SA 制度・RA 制度の状況とその活用

学部教育科目のうち、講義科目については1科目あたり1名の大学院生を TA として雇用し、教育補助にあたらせることができる。また21世紀 COE - CCC では、プログラム推進の為に RA を公募し、10名程度、有期で雇用している。

(5) 教員の募集・任免・昇任

法学部はこれまで、公募制度をとらず、推薦制度によって新任人事候補者を決め、人事委員会が書類審査などを経て推薦し、教授会の承認を得るという方法で新任者を決定してきた。今後公募制度を併用する計画もあり、学部として検討している。

人事委員会はまた、学部の人事規定により、申請のあった昇任人事について主査1名と副査2名を決めて審査を依頼する。審査結果は教授会で公表され、決定される。

(6) 任期制、有期契約教員等、教員の流動性を促進する制度および任用の状況

任期制は実施されていない。有期契約教員は、法学部として2名であり、毎年人事委員会で決定され、教授会で承認される。

招聘の訪問講師も有期契約であり、若干名が同じく人事委員会で決定され、教授会で承認される。

(7) 教員の教育・研究活動や研究活動の活性度合いについての評価方法

専任者の教育・研究活動が評価されるのは、助手から専任講師へ、専任講師から助教授へ、助教授から教授への昇任審査の時であり、研究活動と、教育活動の両方が評価の対象となる。

(8) 学内外の教育研究組織・機関との人的交流の状況

Ⅶ 施設・設備等

Ⅶ－１ 施設・設備等の整備

Ⅶ－２ キャンパス・アメニティ等

Ⅶ－３ 利用上の配慮、責任体制

- (1) 障害をもつ学生・教職員への施設・設備面での配慮
- (2) 各施設等の利用時間帯の配慮
- (3) 大規模地震等の災害への危機管理対策
- (4) 実験等における危険防止のための安全管理・衛生管理・環境被害防止の徹底を図るための制度の確立状況

学生実験においては担当教員が一般的安全規定に沿って安全を図っている。これは担当教員の1名が学生アンケートをとった結果にあらわれている。(下記：アンケート項目と結果)。また、教員による研究実験も学生同様、安全が図られているが、そのうち、特に組み替え DNA 実験については文部科学省からの指針に沿って安全委員会が理工学部で組織されており、その規定に沿って、研究申請を行い、承認を得て、講習会に参加し、規定にそった設備・機器を用いて実験が行なわれており、危険防止のための安全管理・衛生管理の徹底が図られていると考えられる。しかしながら、排水設備については、老朽化している部分があり、早急に環境被害を未然に防ぐよう、整備する必要があると考えられる。

学生への質問：安全に心配りがありましたか？

117 名 回答

不満足（全くそう思わない）	0 %
やや不満	0 %
少し不満	1.7 %
ほぼ満足	6.0 %
満足	14.5 %
十分満足	77.8 %

Ⅷ 図書館および図書等の資料、学術情報

- (1) 図書館資料等の質および量（コレクションマネジメント）
- (2) 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況（ハードウェア）
- (3) 図書館サービスの状況（ソフトウェア）

- (4) 学外との相互協力、社会貢献（アウトリーチ）

Ⅸ 社会貢献

- (1) 社会人向け教育プログラム・公開講座の開設状況

- (2) 企業との連携としての寄付講座の開設状況

企業との連携としての寄付講座は、毎年開設されているが、一例として「慶應義塾年鑑2000」に記載されている講座を挙げる。

寄付講座・チェアシップ基金

(名称) マイクロソフト寄付講座 (担当者) フォーマン、ロリー A

(講座名) N G O N P O 論 (法学部)

2000 年秋 2 単位

- (3) 研究成果の社会への還元

- (4) 特許・技術移転その他知的資産

慶應義塾では技術移転機関（TLO）として、1998 年 11 月に知的資産センターが設立された。

法学部関係では、この知的資産センターを通して、小林良彰を発明者とする「多言語文献検索システム」が 2001 年 8 月 3 日に特許出願し、2002 年 6 月 24 日に特許として認められた（特願 2001-236466）。

- (5) 産学連携と倫理規定

Ⅹ 学生生活への配慮

- (1) 学生生活支援の基本的な考え方

- (2) 課外活動・課外教養の指導・支援

- (3) 奨学制度

- (4) 就職（進路）指導

- (5) 学生の心身の健康保持・増進への配慮

- (6) 学生生活支援を効果的に行うための組織体制

XI 管理運営

- (1) 評議員会、理事会等
- (2) 塾長選挙、評議員選挙
- (3) 教授会・研究科委員会等

法学部では法学部の全専任教員から構成される最高決議機関である教授会の下に、全専任者の中から選出される教員から構成される常任委員会、そして学部長補佐会議、学習指導会議、人事委員会、カリキュラム運営委員会、国際交流委員会、法学情報室運営委員会、数学・統計・情報処理委員会、寄付講座およびチェアシップ運営委員会、法学研究編集委員会、入試委員会等の各種委員会が設置され、学部長およびこれを補佐する日吉主任の下で自主的に運営される。

法学部の運営組織は、法学部の理念を実現するために、時代の変化をみて改組も行いつつ、法学部が叡智を傾けて構築してきたものであり、それだけに教授会を中心にして適切に機能するように出来上がっていると言える。

従って、教授会は、学部自治に基づき、各種委員会と有機的に結びつきながら一体となって、これまでどのような問題にも柔軟に対応し、納得のいく解決を図ることができており、現在のところ、適切に機能していると考ええる。

(参考)

法学部関連各種委員会委員

2004年4月1日

現在

名 称	委 員	備 考
学部長	1名	
日吉主任	1名	
学部長補佐	5名	
学部学習指導	主任(三田・日吉)2名 副主任(三田)3名 副主任(日吉)5名	
人事委員会	委員17名	学部長・日吉主任含
企画検討委員会	休会中	
カリキュラム運営委員会	委員22名	学部長・日吉主任含
法学部FD授業評価実施委員会	委員4名	
法学部自己点検・評価委員会	委員4名	
法学研究編集委員会	委員13名	
国際交流委員会	委員12名	学部長・日吉主任含
法学情報室運営委員会	委員11名	学部長・日吉主任含
法学部ネットワークサーバー管理者	委員1名	
司法研究室	委員9名 学部外幹事1名 塾外委員6名	
法学部数学・統計・情報処理委員会	委員7名	学部長・日吉主任含
法学部・法学研究科寄付講座およびチェアシップ運営委員会	委員7名	学部長・日吉主任含
大学評議会	委員3名	学部長・日吉主任含
大学教育委員会	委員4名	学部長・日吉主任含

名 称	委員	備 考
大学教育委員会小委員会 カリキュラム検討委員会 E-learning 等検討委員会	委員 2 名 委員 1 名	
慶應義塾点検・評価委員会	委員 1 名	
教職員評議員選挙管理委員	委員 1 名	
教職員評議員	評議員 1 名	
学事振興資金第一委員会	委員 3 名	学部長含
福澤基金運営委員会	委員 2 名	学部長含
小泉信三記念講座運営委員会	委員 2 名	学部長含
英国ナウトンコート・タスクフォース	構成員 2 名	
学生総合センター	副部長三田・日吉 2 名 委員三田・日吉 2 名	
健康保険組合	選定議員 1 名	
塾長賞審査委員会	委員 1 名	
入試処理プログラム委員会	委員 1 名	1 年交替
横浜市社会人大学講座運営委員会	委員 1 名	(自然科学部門)
産業研究所運営委員会	副所長 1 名	
アート・センター運営委員会	委員 2 名 短期所員 1 名	学部長含
言語文化研究所	運営委員 4 名 兼担所員 2 名	
立科山荘運営委員会	委員 1 名	
福澤研究センター	副所長 2 名 運営委員 2 名 所員(兼担)2 名	
付属研究所斯道文庫	委員 1 名	
大型研究助成委員会	委員 1 名	
志木高等学校長	校長 1 名	
通信教育部	部長 1 名 学務委員 9 名 学生部副部長 1 名	
メディア・コミュニケーション研究所	所長 1 名 運営委員 2 名 所員 1 名	
大学外国語教育研究センター 国際センター	所長 1 名 語種別主任 2 名 学事委員 4 名 運営委員 7 名 兼担所員 10 名 副所長 1 名 学習指導主任 1 名 運営委員 4 名	学部長・日吉主任含
海外学術交流委員会	委員 2 名	備 考
交換留学生委員会	委員 2 名	
日本語・日本文化教育センター運営委員会	委員 1 名	
夏期在外研修プログラム委員会	委員 1 名	
東アジア研究所	顧問 1 名	
	所長 1 名 副所長 1 名 運営委員 2 名	

知的資産センター	運営委員 2 名	
外国語学校	学校長 1 名 主事 1 名 学務委員 1 名	
教職課程センター	学務委員 2 名 運営委員 1 名 専門委員 2 名	(学習指導副主任)
メディアネット評議会	委員 2 名	学部長含
三田メディアセンター資料再配置検討委員会	委員(政・法・法科)3 名	
三田 ITC 利用者協議会	委員 2 名	
三田メディアセンター・ITC 利用者協議会	委員 1 名	
三田メディアセンターデータベース利用者懇談会	委員 2 名	
日吉キャンパス IT 活用懇談会	委員 1 名	
情報処理教育室	運営委員 1 名	
日吉インフォメーションテクノロジーセンター	所長 1 名	
日吉メディアセンター・ITC 協議会	委員 1 名	日吉主任会議で決定
塾編集委員会	委員 1 名	
大学案内編集委員会	委員 1 名	
慶應義塾学術出版基金	審査委員 1 名	
慶應義塾 150 年史編纂委員会	委員 2 名	
日吉キャンパス運営委員会	休会中	
日吉研究室運営委員会	委員 4 名	
慶應法学会	幹事長他 5 名 塾外幹事 8 名	
法学部専任教員一覧編集委員会	委員 3 名	
大学教養研究センター	副所長 1 名 運営委員 5 名 所員 29 名 コーディネーター 7 名	
大学教養研究センター港北区民講座	運営委員 1 名	
常任委員	委員 21 名	学部長・日吉主任含
入試委員会	委員 12 名	学部長・日吉主任含
AO 等入試検討委員会	委員 12 名	学部長・日吉主任含

(参考)

法学研究科関連各種委員会委員

2004.4.1 現在

名 称	役 職	備 考
法学研究科委員会	委員長	
学習指導	一般 2 名 入試 2 名	
大学院奨学委員会	委員 3 名	研究科委員長含
図書委員会	委員 9 名	
三田メディアセンター・ITC 協議会	委員 1 名	
メディアネット評議会	委員 1 名	
研究室運営委員会	委員 3 名	

大学院委員会	委員 2 名	研究科委員長含
留学生小委員会(入試)	委員 9 名	研究科委員長含
法学政治学論究編集委員会	顧問 委員 21 名	研究科委員長
大学院研究連絡小委員会	委員 2 名	
大学院案内編集委員会	委員 1 名	
法研内・大学院問題検討小委員会	委員 11 名	[研究科委員長含]
公共政策・危機管理研究科(仮称)検討委員会	委員 8 名	
大学院高度化推進小委員会	委員 4 名	
新大学院構想検討委員会	委員 1 名	研究科委員長含
新大学院環境整備検討委員会	委員 1 名	
新大学院環境整備検討委員会ワーキンググループ	委員 1 名	
教職課程センター学務委員	学習指導副主任 1 名	

(4) 研究科委員会と学部教授会との相互関係

学部長は研究科委員長を兼任しており、さらに学部法政各学科および研究科法政各学科の学習指導が中心となりかつ連携して、法律学関係の問題は法律学科専任者会議で、また、政治学関係の問題は政治学科専任者会議で検討しているので、学部と研究科との相互関係は適切に保たれていると考える。

(5) 学部・研究科等の意思決定プロセスの透明度

法学部では学部長および日吉主任が一体となって学部運営に当たっているが、学部の意思決定は手続的には原則として、まず法学部各教員および法学部各種委員会から学事に関する問題を提示してもらい、それを学部長補佐会議で検討し、教授会で選出される常任委員で構成される常任委員会で審議し、そして最後に学部教員全員が出席する最高決議機関としての教授会に諮って、審議のうえ決定するという過程を経て慎重に行われている。法学部の教員は各種委員会のいずれか一つに入るように配慮し、発言の機会も平等に与えられており、現在のところ教授会での議論も活発であり、重要案件については教員が納得するまで時間をかけて議論を重ね、時には臨時教授会を開いて最終決定を行っており、恣意的な意思決定が行われないような仕組みになっている、透明度は高いと考える。

なお、教授会は、誤りの生じないようにまず前回の記録の確認から入り、報告事項を経て、審議事項として予め用意された議題を審議し、最後に自由討論として、特別に発言を求める者からの発言を認めるという手順で行われている。

(6) 大学評議会等全学的審議機関の権限の内容と運用

(7) 教学組織と法人理事会との間の連携協力関係・機能分担・権限委譲

(8) 管理運営に関する学外有識者の関与の状況

(9) 危機管理体制の整備状況

XII 財 政

XII－1 教育研究と財政

XII－2 外部資金等

XII－3 予算配分・予算執行のプロセスの透明性

XII－4 財務監査

XII－5 財政公開

XII－6 私立大学財政の財務比率

XIII 事務組織

XIII－1 事務組織と教学組織との関係

XIII－2 事務組織の役割

XIII－3 事務組織の機能強化のための取組み

XIV 自己点検・評価

(1) 大学全体および各学部・研究科等における恒常的な自己点検・評価システムの確立状況

法学部においては、自己点検・評価の委員会は、まだ発足したばかりである。これまでの経緯を簡単に述べると、法学部・授業問題を考える会が、2001年度に最初の「学生による授業評価アンケート」を刊行した。続いて2002年10月からF D 授業評価実施委員会が設置され、2002年度と、2003年度の[学生による授業評価アンケート]集計結果を刊行した。

2004年4月から、第三者の評価が入ることになり、これから本格的なシステムの確立をめざしてゆかなければならないと考える。

(2) 自己点検・評価の結果を将来の改善・改革につなげるための仕組み

これまで、「慶應義塾 年鑑」が、自己点検の意味を込めて、刊行されてきたのであるが、その結果を将来の改善・改革につなげるための仕組みは、これまでも存在した。とくに1993年

のカリキュラム改革とセメスター制度の導入は最も大きな取組みであった。これからも、学部内で点検・評価制度を充実させ、その結果を改善につなげる仕組みが、各種委員会によって作られていくと思われる。

- (3) 学外者を含めた委員会の設置など、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保する仕組み
- (4) 自己点検・評価の結果の学外への発信状況

XV 卒業生との関わり

- (1) 卒業生の状況把握（就職先企業、現住所、同窓会活動など）
- (2) 社中の一員としての協力・貢献（寄付、在校生支援、評議員など）
- (3) 義塾から卒業生に対するサービス（社会人教育、招待など）
- (4) その他（学会等）

以 上